

離婚調停条項（基本形）

1（離婚）

申立人と相手方は、本日、調停離婚する。

2（親権・監護権）

当事者間の長男 A（令和〇年〇月〇日生）の親権者を母である申立人と定め、今後、申立人において長男 A を監護養育する。

3（養育費）

- (1) 相手方は、申立人に対し、長男 A の養育費として、令和〇年〇月から同人が満 20 歳に達する日の属する月まで（ただし、長男 A が大学等の高等教育機関に進学した場合、令和〇年 3 月まで）、毎月末日限り、月額〇万円を、申立人の指定する銀行口座（〇〇銀行・〇〇支店、普通、口座番号・・・・・・・・、名義〇〇〇〇）に振り込む方法により支払う。ただし、この振込手数料は相手方の負担とする。
- (2) 相手方は、長男 A の病気、事故等による特別の負担、高校、大学等に進学した場合における入学金、授業料等の学費の負担につき、別途協議するものとする。

4（面会交流）

申立人は、相手方が、長男 A と、月 1 回程度、面会交流することを認める。その具体的な日時、場所、方法等は、子の福祉を尊重し、当事者間で協議して定める。

5（財産分与）

相手方は、申立人に対し、財産分与として金〇〇万円の支払義務のあることを認め、これを、令和〇年〇月〇日限り、申立人の指定する銀行口座（〇〇銀行・〇〇支店、普通、口座番号・・・・・・・・、名義〇〇〇〇）に振り込む方法により支払う。ただし、この振込手数料は相手方の負担とする。

6（慰謝料）

相手方は、申立人に対し、慰謝料として金〇〇万円の支払義務のあることを認め、これを、令和〇年〇月〇日限り、申立人の指定する銀行口座（〇〇銀行・〇〇支店、普通、口座番号・・・・・・・・、名義〇〇〇〇）に振り込む方法により支払う。ただし、この振込手数料は相手方の負担とする。

7（年金分割）

申立人と相手方との間の別紙年金分割のための情報通知書記載の情報に係る年金分割についての請求すべき按分割合を、0.5 と定める。

8 (未払い婚姻費用)

相手方は、申立人に対し、婚姻費用の未払分として、金〇〇万円の支払義務のあることを認め、これを令和〇年〇月〇日限り、申立人の指定する銀行口座（〇〇銀行・〇〇支店、普通、口座番号・・・・・・・・、名義〇〇〇〇）に振り込む方法により支払う。ただし、この振込手数料は相手方の負担とする。

9 (清算条項)

当事者双方は、本件に関し、本調停条項に定めるほか、なんらの債権債務のないことを相互に確認し、今後、名目のいかんを問わず、互いに金銭その他一切の請求をしない。

以 上